

【外交・防衛委員会】

(1) 審議概観

第144回国会において本委員会に付託された案件は、条約1件（本院先議）であり、承認した。

また、本委員会付託の請願6種類20件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定は、これまで昭和40年締結の現行の日韓漁業協定の下で維持されてきた日韓両国の漁業関係に関し、日韓両国について平成8年に発効した国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、原則として沿岸国が自国の排他的経済水域において、海洋生物資源の管理を行うことを基本とする新たな漁業秩序を確立するため、自国の排他的経済水域においては、当該国が資源状況等を考慮して相手国漁船に対する漁獲割当量等を決定し漁獲の許可及び取締りを行う、いわゆる相互入会の措置を行うこと、日本海の一部水域に漁業暫定線を設け、その自国側水域をそれぞれの排他的経済水域とみなすこと、日本海及び東シナ海において、相互入会の措置をとらない、いわゆる暫定水域を設け、同水域においては日韓漁業共同委員会の協議を通じ、漁業種類別の漁船の最高操業隻数を含む適切な資源管理を行うこと等について定めるものである。委員会においては、暫定水域の設定経緯と同水域の資源管理、違反操業の取締り体制、日韓漁業共同委員会の役割、竹島問題等について質疑を行い、全会一致で承認した。

〔国政調査等〕

12月3日、北方領土問題及び国の防衛等に関する実情調査について派遣委員の報告を聴取し、4社事案関連文書の管理実態に関する報告及び防衛調達改革本部の報告に関し、野呂田防衛庁長官から説明を聴取した。

12月11日、4社事案関連文書の管理実態に関する報告及び防衛調達改革本部の報告等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成10年12月3日（木）（第1回）

- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 4社事案関連文書の管理実態に関する報告及び防衛調達改革本部の報告に関する件について野呂田防衛庁長官から説明を聴いた。
- 漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）について高村外務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び水産庁当局に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第1号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、二連

○平成10年12月11日（金）（第2回）

- 4 社事案関連文書の管理実態に関する報告及び防衛調達改革本部の報告に関する件について野呂田防衛庁長官、政府委員及び会計検査院当局に対し質疑を行った。
- 請願第34号外19件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

【要 旨】

日韓漁業関係は、これまで1965年（昭和40年）に締結された現行の日韓漁業協定の下で維持されてきている。日韓両政府は、1996年（平成8年）に両国について発効した国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、原則として沿岸国が自国の排他的経済水域において海洋生物資源の管理を行うことを基本とする新たな漁業秩序を日韓間に確立するため、累次の協議を経て1998年（平成10年）11月28日に鹿児島においてこの協定に署名した。この協定は、前文、本文17箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書Ⅰ及びⅡから成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この協定は、両締約国の排他的経済水域全体に適用される。
- 2 各締約国は、自国の排他的経済水域における資源状況等を考慮して相手国漁船に対する漁獲割当量その他の操業条件を決定し、自国の排他的経済水域で漁獲を行う相手国漁船に対して許可及び取締りを行う（いわゆる相互入会の措置）。
- 3 各締約国は、日本海の一部に設定する線（いわゆる漁業暫定線。注・1978年（昭和53年）6月に発効した「日韓大陸棚北部境界画定協定」に定める境界線に同じ。）を漁業に関する主権的権利を行使する水域の境界線とし、相互入会の措置の規定の適用上、この境界線の自国側の水域を自国の排他的経済水域とみなす。
- 4 日本海及び東シナ海において、相互入会の措置をとらない、いわゆる暫定水域を設定し、この水域においては、日韓漁業共同委員会の協議を通じて、漁業種類別の漁船の最高操業隻数を含む適切な資源管理を行う。
- 5 両締約国は、この協定の目的を達成するため、両締約国の政府がそれぞれ任命する1人の代表及び1人の委員で構成する日韓漁業共同委員会を設置する。委員会は、毎年1回、両国で交互に開催するものとし、合意する場合には、臨時に開催することができる。委員会は、相互入会の措置をとる水域での操業条件、暫定水域における資源管理措置等について協議し、両締約国に勧告すること等を任務とする。
- 6 この協定は、批准書の交換の日に効力を生じ、その日から3年間効力を有する。その後は、いずれか一方の締約国の書面による終了通告の日から6箇月後に終了し、そのようにして終了しない限り引き続き効力を有する。

- 7 現行の日韓漁業協定は、この協定の効力発生の日に効力を失う。
- 8 両締約国は、排他的経済水域の早急な境界画定のため、誠意をもって交渉を継続する。

(4) 付託議案審議表

・条 約 (1件)

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
1	漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件	参	10. 11. 30	10. 11. 30	10. 12. 3 承 認	10. 12. 4 承 認	10. 12. 10 外 務	10. 12. 11 承 認	10. 12. 11 承 認